

# 憲法の現在

OBA MJ 連載

《 憲法問題特別委員会だより 》

第88回

## 市民向け学習会「日本はどこに向かうのか? Part VII 今、自衛隊9条加憲を考える」報告

憲法問題特別委員会 副委員長 千々和 章

11月17日(土)に市民向け学習会「日本はどこに向かうのか? Part VII 今、自衛隊9条加憲を考える」が開催されましたので、概要を報告させていただきます。

今回の学習会は、シンポジウム形式で、憲法学者の棟居快行<sup>むねすえとしゆき</sup>専修大学法科大学院教授、東アジア情勢を研究されており防衛大学の教授もされた元外交官の孫崎亨<sup>まごさきうける</sup>氏、憲法改正に賛同し積極的に活動されている徳永信一憲法問題特別委員会委員の3名をパネリストとして開催しました。

まず、太田健義委員から基調報告を行い、本シンポジウムの趣旨、9条加憲の争点について説明しました。

そもそも、今回9条の2が加えられることで9条の例外を設けることになり、従来の恒久平和主義が変容するのではないかという点や、憲法上の統制の規定がないことが指摘され、今回のシンポジウムでは9条の2が加えられることで、平和主義の内実に変化は生じるか、新安保法制も憲法の制約に服しているが、9条の2ができた場合憲法上の制約が存在しなくなるのではないかという点について考えていきたいと説明されました。

まず、改憲賛成派の徳永委員から、9条加憲の目的は立憲主義の回復が主眼であり、違憲の疑いをかけられている自衛隊に憲法上の根拠を与えることに意味があるという説明がありました。

現状認識について、日本国憲法の平和主義は、話し合いで解決するという平和主義だったが、戦後70年の平和は日米安保で守られてきた、中国の軍事的脅威への対抗として、米中新冷戦が勃発したときのことを考える必要があると説明されました。

続いて、棟居教授からは、加憲するのであれば9条3項とすべきであり、9条の2という体裁が不自然である。何も変わらないなら9条3項で十分であり、「何も変わらない」の前提は何か意識の相違があるように思われるとして、国民一般の認識は「災害から国民を守っている

自衛隊」であるが、政権の認識は「集団的自衛権の行使も認められた自衛隊」であり、どのような自衛隊にお墨付きを与えるのかを考えなければならないと説明されました。

また、9条3項の技術的メリットは、芦田修正の「前項の目的を達するため」は日本が国際紛争を解決するために武力を使えない、ということに意味を与えるものであり、「妨げない」という書き方で9条を横に置いておく規定を設けるのは9条の意義を失わせるのではないかという指摘がありました。

孫崎さんからは、「国際的安全保障環境の改善のため」と言う加憲の理由付けについて、武力による他国の政権の交代も含意している、安全保障環境が厳しくなったという議論があるが 武力によって安全を確保できる状況ではない、ミサイルを持つ国が攻撃しようとした時点で軍事力で防衛することはできないという現状認識が説明されました。

また、領土問題が解決すれば日中の軍事衝突は基本的でない、北朝鮮も政権交代を目指さないことを約束した時点で軍事衝突は起きない、武力による平和は望めないという前提に立たないといけな、アメリカの戦略のため





に自衛隊を海外に出すために憲法改正しようとしているのではないかという見解が示されました。

各パネリストの基本的な見解が示されたうえで、パネルディスカッションに移り、まず加憲反対派は中国の脅威を踏まえない議論であるという主張について議論しました。

この点について徳永委員から、戦争に勝つための加憲ではなく、平和を守るためには抑止力を持つ必要があり、そのために自衛隊を明記する必要があるという説明がされました。

これに対して、孫崎さんから、そもそも軍事力の行使で戦争は避けられない、領土問題、内政の対立、アメリカによる他国の民主化を除けば戦争は起きておらず、どこかの国がどこかの国をとりに行くという形での戦争は起きていないのであり、加憲することなくとも平和を維持することは可能であるという説明がされました。

今まで9条を自衛隊の現状に合わせてきたというあり方について、棟居教授からは、安保法制は政策が先行してきた、政策マターになった自衛隊を明記しようとしており議論が逆転していると説明されました。

徳永委員からは、憲法規範は既に死んだ人が決めたものであり、安全保障については今生きている我々が決めなければならない、70年前の国際情勢に基づいて決まった規範が私たちを守ってくれるのか、この点については現在の国民が政治プロセスによって決めるべきではないかと説明されました。

今までの日本は軍隊を統制できなかったのではないのかという点について、孫崎さんから、自衛隊は既に米軍と指揮命令系統は一体化しており、日本が独立して統制できる状況ではなく、憲法にどのような規定を設けたら統制できるという問題ではないという説明がされました。

棟居教授からは、統制するためには憲法に何も書く必要はなく、自衛隊は行政組織として他の行政各部と同様の統制に服するのではないのか、ドイツでは詳細な規定が設けられているが、日本は付随的審査制を採用しており法体系が異なっているので必ずしも参考にはできないという説明がされました。

その後会場からの質疑応答に移り、会場からは他数の質問が出され関心の大変な高さを感じました。

報告者として心に残ったのは、棟居教授が質問に答えて「信頼を失った日本は、国際社会に復帰するために戦力を放棄した。73年間たち、成熟した民主主義を得ることはできたか、世界最高水準の人権尊重国家になれたか。そんな国であれば日本が自衛隊を正面から認めても近隣諸国の不安を煽ることはない。」「誇るばかりが9条ではない9条は痛みである。それは回りの人に大きな痛みを与えたツケ。だからそう簡単に自分の判断で拭えるものではない。」という言葉でした。民主主義のあり方についても深く考えさせられたシンポジウムでした。